

新成人のみなさん おめでとうございます!

～20歳がスタート 国民年金～

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は、国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。

国民年金は老後の保障（老齢基礎年金）だけでなく、万が一病気やけがで障がいが残ったとき（障害基礎年金）や一家の働き手が亡くなったとき（遺族基礎年金）など、あなたやあなたの家族を守ってくれます。ただし、加入の届け出や納め忘れがあると年金が受けられないこともあります。

○加入の手続き

20歳の誕生日の前日以降に、役場1階町民課保健福祉グループ若しくは問寒別出張所で手続きしてください。手続きの案内や用紙は、誕生月に稚内年金事務所からお届けしています。

なお、20歳前に就職して厚生年金や共済組合に加入している方は、手続きは不要です。

また、20歳になられた時点で、配偶者が厚生年金保険や共済組合加入者で、その方に扶養されている場合は、資格取得届の提出は必要ありませんが、国民年金の手続きは配偶者の勤務先を経由して行われますので、配偶者の勤務先に必ず連絡してください。

○保険料の納付

保険料は、自宅に郵送される納付書や口座振替などで納めます。平成25年度の保険料は、月額15,040円です。学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方は、学生納付特例や若年者納付猶予（30歳未満）など保険料の支払いが猶予される制度がありますので、学生証や雇用保険の離職票等をお持ちの上、申請してください。

☆学生納付特例制度

学生の方は、一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

☆若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。しかし、収入を得られるようになり保険料の納付が可能となった時に「追納制度」をご利用いただければ、将来受け取る年金を増額することができます。

○年金手帳は大切に保管しましょう

年金手帳は、加入手続きの後、自宅に郵送されます。

年金手帳は、就職したときや年金を請求するときに使用しますので、大切に保管してください。

詳しくは、稚内年金事務所(電話0162-32-1941)または町民課保健福祉グループ(電話5-1115内線157、告知端末機5-8815)に問い合わせください。